



- 1 申告書についてのご注意
- (1) この申告書は、平成21年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に変更があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に修正してください。
- (3) 年の途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で離れた給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- 2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象配偶者	所得者（この申告書を提出する人）をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成21年中の所得の見積額が35万円以下の人
②老人控除対象配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和15年1月1日以前に生まれた人）
③扶養親族	所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）が、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養老老人で、平成21年中の所得の見積額が35万円以下の人
④特定扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢66歳以上23歳未満の人（昭和62年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）
⑤老人扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和15年1月1日以前に生まれた人）
⑥同居老親等	⑤の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
⑦障害者（特別障害者）	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人（特別障害者として） イ 指節上より事理を弁識する能力を欠く常況にある人……すべて特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 知的障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 視覚障害者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が視覚別表第1号及び2の特別項条から第三項条までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……すべて特別障害者になります。 ト 常に意識を喪失し、看護を必要とする人……すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和20年1月1日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑧同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

⑨養	所得者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされていったり、平成21年中の所得の見積額が35万円を超える子は除きます。）のある人 ⅰ 夫と死別した後、婚姻していない人、再夫と離婚した後、婚姻していない人、再夫の生死が明らかでない人 ⅱ 上記ⅰに掲げる人のほか、次のいずれかにより控除する人で、平成21年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,888,889円以下）の人 ⅰ 夫と死別した後、婚姻していない人、再夫の生死が明らかでない人
⑩特別の寡婦	⑨の寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人
⑪寡	所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの生計を一にする子がおり、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人 ⅰ 夫と死別した後、婚姻していない人、再夫と離婚した後、婚姻していない人、再夫の生死が明らかでない人
⑫勤労学生	所得者本人で、次のすべてに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う職業実践訓練を受けられる訓練生であること。 ⅱ 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の代表者の証明書を添付していただくこと。 ⅲ 1分の勤務に充てて得た所得所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ハ 平成21年中の所得の見積額が65万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

3 記載についてのご注意

- (1) 「平成21年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（収入金額が516万円9千円未満の場合には65万円（収入金額を超過しませんが）を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、遺族分限課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (2) 「注記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。  
 イ 障害者（特別障害者）……障害の状況又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）など、また、控除対象配偶者や扶養親族が障害者（特別障害者）のときは、併せてその人の氏名（特別障害者に該当する人のときは同居の有無）  
 ロ 寡婦又は専業主婦……別居、離婚の別とその年月日、夫又は妻のいずれかが生死不明となった事由、生計を一にする子の氏名及びその子の平成21年中の所得の見積額、2の「⑩寡婦」のロに掲げる寡婦「⑩特別の寡婦又は⑩専業主婦」に該当する人については、これらのほか平成21年中の所得の見積額、勤労学生……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の種類の欄とその見積額  
 ハ あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの配偶者を他の所得者の扶養親族として、また、その生計内の扶養親族を介して控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族の氏名などを「D」欄に書いてください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の金額が算出されない場合には、控除対象配偶者や扶養親族を介して他の給与の支払者に「控除する給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。この「控除する給与について

個人住民税の課税移転の実施に伴う特別控除（地方税関係）  
 個人の住所変更及び市町村長税の住所変更（地方税関係）  
 対象：平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した者  
 税源移転の実施に伴い、所得税の額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれないこととなった者については、お住まいの市町村へ、お住まいの市町村へにより、翌年度分の住民税から控除できる場合があります。  
 詳しくは、最寄りの住民税課から控除できる場合があります。

運動学 徴の証明 書の添付 箇所